

エリザベト音楽大学大学院学則

第1章 総 則

第1条 エリザベト音楽大学大学院は、音楽の理論及び実践を教授研究し、専攻分野における研究能力及び豊かな学識を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 本大学院の人材養成に関する目的は次に掲げるとおりとする。

- (1) 修士課程は、広い視野に立って専攻分野における専門的な知識・技能を高めるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要の優れた能力を備えた国際性豊かな人材の養成を目的とする。
- (2) 博士後期課程は、音楽の専攻分野について研究者として自立して創作、表現、研究活動を行い、又はその他の高度な専門的業務に従事するのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた学際的な人材の養成を目的とする。

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当り、必要な事項は別に定める。

第2章 大学院の課程及び組織

第3条 本大学院に5年の博士課程を置く。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程（以下「修士課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

研究科名	修 士 課 程		博 士 後 期 課 程	
	専 攻	分 野	専 攻	領 域
音楽研究科	音楽学専攻	音楽創作 音楽学 音楽教育学	音 楽 専 攻	音 楽 学
	宗教音楽学専攻	宗教音楽学 宗教声楽 オルガン		声 楽
	声楽専攻	声楽		器 楽
	器楽専攻	鍵盤楽器 弦楽器 管打楽器		

第3章 教 育 方 法

第4条 本大学院の教育は授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 教育上有益と認めるときは、国内又は外国の大学等の高等教育機関への留学を認めることができる。

第5条 本大学院修士課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。なお、標準修業年限の2倍の年数を超えて在学することはできない。

第6条 履修科目の選択に当たっては、あらかじめ担当教員の指導を受けなければならない。

第7条 授業科目の修了の認定は試験によって行い、その認定を得た学生には単位を与える。ただし、授業科目によっては、レポートあるいは担当教員の判定をもって試験に代えることができる。

第8条 学業成績の評価は秀・優・良・可・不可の5種をもって表示し、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 評価と評価基準は、次のとおりとする。

修士課程の各専攻の専門研究科目(6単位科目)以外の科目及び博士後期課程の科目

評価	評価基準
秀	100点～90点
優	89点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点～0点

修士課程の各専攻の専門研究科目(6単位科目)

評価	評価基準
秀	20点～18点
優	17点～13点
良	12点～8点
可	7点～3点
不可	2点～0点

第9条 大学院は教育上有益と認めるときは、学生が本学学部又は他の大学等の高等教育機関（外国の機関をも含む）での授業科目を履修することを認めることができる。

2 本大学院は、学生が前項の規程により履修した本学学部の授業科目について修得した単位を、4単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 他の大学等の高等教育機関（外国の機関をも含む）で修得した授業科目については、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

第10条 大学院の授業科目は次のとおりである。

別表Ⅰ 修士課程

別表Ⅱ 博士後期課程

第11条 教育職員免許を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

第12条 前項により取得できる教育職員免許状の種類は、中学校教諭専修免許状（音楽）、高等学校教諭専修免許状（音楽）である。

第4章 修了

第13条 修士課程の修了要件は、大学院に2年（優れた研究業績を上げた者については1年）以上在学し、所定の授業科目30単位以上修得し、修士論文（又は、これにかわるもの）の審査及び最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（修士課程修了者は2年の在学期間を含み、優れた研究業績を上げた者はこれを短縮することができる。）以上在学し、所定の科目10単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

3 修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められ、博士後期課程に入学した者の修了要件は、3年（優れた研究業績を上げた者は1年）以上在学し、所定の科目10単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

第13条の2 学部との5年プログラムにより、本学学部の学生は音楽研究科に入学する前に同研究科の授業科

目を履修し、単位を修得することができる。なお、修得した授業科目の単位は、音楽研究科に入学後、同研究科において修得したものとみなすことができる。

第5章 学 位

第14条 学長は研究科委員会の議を経て、音楽研究科の修士課程を修了した者に対しては、修士（音楽）の学位を、博士後期課程を修了した者に対しては、博士（音楽）又は博士（音楽学）の学位を授与する。

- 2 本大学院の博士後期課程を修了しない者にあっても、本大学院学位規程の定めるところにより、博士（音楽）又は博士（音楽学）の学位を授与することができる。
- 3 学位に関する規程は別に定める。

第6章 入学・退学・休学・留学及び転学

第15条 学長は研究科委員会の議を経て、入学・退学・休学・留学及び転学を決定する。

- 2 入学期は、学期の始めとする。
- 3 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
 - (1) 大学を卒業した者。
 - (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者。
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者。
 - (4) 文部科学大臣の指定した者。
 - (5) 大学に3年以上在学し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者。
 - (6) その他、大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。
- 4 本大学院博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。
 - (1) 修士の学位を有する者。
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者。
 - (3) 文部科学大臣の指定した者。
 - (4) その他、大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者。
- 5 第3項第(5)号並びに第(6)号、及び第4項第(4)号に関する規程は別にこれを定める。
- 6 本大学院における休学は、修士・博士後期課程を通じて、通算3年を超えないこととする。なお、休学期間は在学期間には算入しない。
- 7 本大学院修士課程及び博士後期課程における外国の大学等への留学に関しては、別にこれを定める。

第7章 学 費

第16条 本大学院における学費は別表Ⅲのとおりとする。

第8章 職 員 組 織

第17条 本大学院の職員組織は、教育職員、事務職員及び技術職員とする。

- 2 教育職員として、学長、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。
- 3 学長は校務を掌り、全職員を統督する。
- 4 本学の職制については、別に定める。

第9章 研究科委員会

第18条 本大学院の教育目的に関して、重要な事項を審議するため研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、学長及び大学院担当の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、課程の修了。
 - (2) 学位の授与。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 4 研究科委員会は、第3項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 事務組織

第19条 本大学院運営上の事務処理のため、事務組織を置く。

第11章 定員

第20条 本大学院の定員は次のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	音楽学専攻	3名	6名	音楽専攻	3名	9名
	宗教音楽学専攻	2	4			
	声楽専攻	3	6			
	器楽専攻	12	24			
	計	20	40	計	3	9

- 2 上記修士課程の入学定員20名内の2名を、収容定員40名内の4名を社会人特別枠とする。

第12章 研究生、科目等履修生及び外国人学生

第21条 本大学院において、特定の専門事項について研究を希望する者がいるときは、教育研究上差し支えない場合に限り選考の上、研究生としてこれを許可することがある。

- 2 研究生に関する細則は別に定める。

第22条 本大学院所定の授業科目の中、一科目または数科目を選んで履修しようとする者がいるときは、授業上差し支えない場合に限り選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第23条 外国人であって本大学院を志願する者がいるときは、選考の上、これを許可することがある。

- 2 外国人学生に関しては、法令の定める規定により本学の学則を準用する。

第13章 公開講座

第24条 本学は、適時公開講座を設け、一般及び教職にある者のための研学に資する。

第14章 学年・学期及び休業日

第25条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第26条 学年を分けて次の二期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

第27条 学年中の休業日は次のとおりとする。ただし、第3号から第5号の休暇期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

(1) 日曜日・国民の祝日に関する法律（平成元年2月17日法律第5号）に規定する休日

(2) 創立記念日（11月22日）

(3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができ、また、臨時の休業日を定めることができる。

第15章 附属図書室

第28条 本大学院に附属図書室を置く。

2 附属図書室に関する規程は、別にこれを定める。

第16章 寄宿舎

第29条 本学に附属寄宿舎を置く。

2 附属寄宿舎に関する規程は、別にこれを定める。

第17章 賞 罰

第30条 学生でよくその本分を尽くし、学力優秀・品行方正で、他の学生の模範となる者があるときは、研究科委員会の議を経て学長はこれを表彰することがある。

第31条 学生で本大学院の諸規則及び命令に違背し、または学生の本分に反する行為をした者があるときは、その軽重に従って、研究科委員会の議を経て学長はこれを懲戒する。

2 懲戒は、戒告・停学及び退学の三種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者。

(3) 正当な事由なくして出席常でない者。

(4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者。

第18章 補 則

第32条 この規程に定めるものの他は、エリザベト音楽大学学則を準用する。

- 附則 この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 3年 4月 1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 3年10月24日から施行する。
ただし、別表Ⅲの改正は、平成 4年 4月 1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成 5年 4月 1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 6年12月 4日から施行する。
- 附則 この改正は、平成 7年12月13日から施行する。
ただし、入学金を除く学費（別表Ⅲ）並びに科目等履修料（別表Ⅳ）の改正については、平成 8年 4月 1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成10年11月27日から施行する。
ただし、学費（授業料、施設維持費等）の改正は平成11年4月1日から適用する。
- 附則 この改正は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、2005(H. 17)年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、2009(H. 21)年4月1日から施行する。
- 附則 この改正は、2011(H. 23)年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、第3条第2項、第10条別表Ⅰを改正し、2014(平成26)年4月1日から施行する。ただし2013(平成25)年度以前に入学した者については、改正後の第10条別表Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附則 この学則は、第16条別表Ⅲ、第18条を改正して2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は、第8条を改正し、新たに第2項を付け加え、2016(平成28)年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は第8条第2項を改正し、2022（令和4）年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は第15条第3項第2号を改正し、2023（令和5）年4月1日から施行する。
- 附則 この学則は第3条第2項、第7条、第8条第2項及び第10条別表Ⅰを改正し、2024（令和6）年4月1日から施行する。

別表Ⅰ（修士課程）
音楽学専攻

	授業科目の名称		配当 年次	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
授業科目の概要	主要 学 科 目	音楽創作研究	1・2		12		3 研究中 1 つを選択必修 とし原則として各年次 6 単位履修
		音楽学研究	〃		12		
		音楽教育学研究	〃		12		
		特殊研究：					指導教員指定の特殊研究 及び特別講義・演習12単 位以上（但し、指導教員 の指定により、他専攻の 特殊研究をもって当てる ことができる）
		作曲理論Ⅰ	〃		2		
		作曲理論Ⅱ	〃		2		
		現代音楽研究Ⅰ	〃		2		
		現代音楽研究Ⅱ	〃		2		
		曲種研究Ⅰ	〃		2		
		曲種研究Ⅱ	〃		2		
		音楽メディア研究Ⅰ	〃		2		
		音楽メディア研究Ⅱ	〃		2		
		楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		音楽美学研究Ⅰ	〃		2		
		音楽美学研究Ⅱ	〃		2		
		音楽史学研究Ⅰ	〃		2		
		音楽史学研究Ⅱ	〃		2		
		民族音楽学研究Ⅰ	〃		2		
		民族音楽学研究Ⅱ	〃		2		
		音楽学原典研究Ⅰ	〃		2		
		音楽学原典研究Ⅱ	〃		2		
		応用音楽学研究Ⅰ	〃		2		
		応用音楽学研究Ⅱ	〃		2		
		音楽教育学原論Ⅰ	〃		2		
		音楽教育学原論Ⅱ	〃		2		
		音楽教育内容論Ⅰ	〃		2		
		音楽教育内容論Ⅱ	〃		2		
		音楽教育文献研究Ⅰ	〃		2		
		音楽教育文献研究Ⅱ	〃		2		
		応用音楽教育研究Ⅰ	〃		2		
		応用音楽教育研究Ⅱ	〃		2		
		音楽療法研究Ⅰ	〃		2		
		音楽療法研究Ⅱ	〃		2		
	関連 学 科 目	特別講義・演習Ⅰ	〃		1		関連学科目から8単位以上 （但し外国語研究と楽書 講読の両方を選択する場 合、関連学科目の必修 8 単位に含めるものは合計4 単位までとする）
		特別講義・演習Ⅱ	〃		1		
		外国語研究Ⅰ	1・2		2		
		外国語研究Ⅱ	〃		2		
		楽書講読Ⅰ	〃		2		
		楽書講読Ⅱ	〃		2		
		音楽執筆法研究Ⅰ	〃		2		
		音楽執筆法研究Ⅱ	〃		2		
		音楽芸術思想Ⅰ	〃		2		
		音楽芸術思想Ⅱ	〃		2		
		西洋音楽史特講Ⅰ	〃		2		
		西洋音楽史特講Ⅱ	〃		2		
		東洋音楽史特講Ⅰ	〃		2		
		東洋音楽史特講Ⅱ	〃		2		
		楽曲分析Ⅰ	〃		2		
		楽曲分析Ⅱ	〃		2		
		ソニックラボラトリーⅠ	〃		2		
		ソニックラボラトリーⅡ	〃		2		

宗教音楽学専攻

	授業科目の名称		配当 年次	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	主 要 学 科 目	宗教音楽学研究	1・2		12		3 研究中 1 つを選択必修 とし原則として各年次 6 単位履修
		宗教声楽研究	〃		12		
		オルガン演奏研究	〃		12		
		特殊研究：					指導教員指定の特殊研究 及び特別講義・演習12単 位以上（但し、指導教員 の指定により、他専攻の 特殊研究をもって当てる ことができる）
		宗教音楽古文書学Ⅰ	〃		2		
		宗教音楽古文書学Ⅱ	〃		2		
		宗教音楽史研究Ⅰ	〃		2		
		宗教音楽史研究Ⅱ	〃		2		
		典礼音楽研究Ⅰ	〃		2		
		典礼音楽研究Ⅱ	〃		2		
		宗教音楽創作研究Ⅰ	〃		2		
		宗教音楽創作研究Ⅱ	〃		2		
		オトリオ・カンタータ研究Ⅰ	〃		2		
		オトリオ・カンタータ研究Ⅱ	〃		2		
		典礼声楽研究Ⅰ	〃		2		
		典礼声楽研究Ⅱ	〃		2		
		朗唱法研究Ⅰ	〃		2		
		朗唱法研究Ⅱ	〃		2		
		オルガン楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		オルガン楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		オルガン即興演奏Ⅰ	〃		2		
		オルガン即興演奏Ⅱ	〃		2		
		典礼オルガン研究Ⅰ	〃		2		
		典礼オルガン研究Ⅱ	〃		2		
		オルガン構造学Ⅰ	〃		2		
		オルガン構造学Ⅱ	〃		2		
		通奏低音Ⅰ	〃		2		
		通奏低音Ⅱ	〃		2		
		特殊講義・演習Ⅰ	〃		1		
		特殊講義・演習Ⅱ	〃		1		
	関 連 学 科 目	外国語研究Ⅰ	1・2		2		関連学科目から8単位以上 （但し外国語研究と楽書 講読の両方を選択する場 合、関連学科目の必修 8 単位に含めるものは合計4 単位までとする）
		外国語研究Ⅱ	〃		2		
		楽書講読Ⅰ	〃		2		
		楽書講読Ⅱ	〃		2		
		音楽執筆法研究Ⅰ	〃		2		
		音楽執筆法研究Ⅱ	〃		2		
		音楽芸術思想Ⅰ	〃		2		
		音楽芸術思想Ⅱ	〃		2		
		西洋音楽史特講Ⅰ	〃		2		
		西洋音楽史特講Ⅱ	〃		2		
		東洋音楽史特講Ⅰ	〃		2		
		東洋音楽史特講Ⅱ	〃		2		
		楽曲分析Ⅰ	〃		2		
		楽曲分析Ⅱ	〃		2		
		ソニックラボラトリーⅠ	〃		2		
		ソニックラボラトリーⅡ	〃		2		

声楽専攻

	授業科目の名称		配当 年次	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	主 要 学 科 目	声楽演奏研究	1・2		12		原則として各年次 6 単位履修 指導教員指定の特殊研究及び特別講義・演習12単位以上（但し、指導教員の指定により、他専攻の特殊研究をもって当てることができる）
		特殊研究：					
		声楽演奏理論Ⅰ	〃		2		
		声楽演奏理論Ⅱ	〃		2		
		歌曲研究Ⅰ	〃		2		
		歌曲研究Ⅱ	〃		2		
		オペラ研究Ⅰ	〃		2		
		オペラ研究Ⅱ	〃		2		
		声楽アンサンブル研究Ⅰ	〃		2		
		声楽アンサンブル研究Ⅱ	〃		2		
		ルネサンス・バロック声楽研究Ⅰ	〃		2		
		ルネサンス・バロック声楽研究Ⅱ	〃		2		
		声楽楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		声楽楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		声楽演奏解釈研究Ⅰ	〃		2		
		声楽演奏解釈研究Ⅱ	〃		2		
		声楽指導法研究Ⅰ	〃		2		
		声楽指導法研究Ⅱ	〃		2		
			特別講義・演習Ⅰ	〃		1	
		特別講義・演習Ⅱ	〃		1		
関 連 学 科 目	外国語研究Ⅰ	1・2		2		関連学科目から8単位以上（但し外国語研究と楽書講読の両方を選択する場合、関連学科目の必修 8 単位に含めるものは合計4単位までとする）	
	外国語研究Ⅱ	〃		2			
	楽書講読Ⅰ	〃		2			
	楽書講読Ⅱ	〃		2			
	音楽執筆法研究Ⅰ	〃		2			
	音楽執筆法研究Ⅱ	〃		2			
	音楽芸術思想Ⅰ	〃		2			
	音楽芸術思想Ⅱ	〃		2			
	西洋音楽史特講Ⅰ	〃		2			
	西洋音楽史特講Ⅱ	〃		2			
	東洋音楽史特講Ⅰ	〃		2			
	東洋音楽史特講Ⅱ	〃		2			
	楽曲分析Ⅰ	〃		2			
	楽曲分析Ⅱ	〃		2			
	ソニックラボラトリーⅠ	〃		2			
	ソニックラボラトリーⅡ	〃		2			

器楽専攻

	授業科目の名称		配当 年次	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
授 業 科 目 の 概 要	主 要 学 科 目	鍵盤楽器演奏研究	1・2		12		3 研究中 1 つを選択必修 とし原則として各年次 6 単位履修 指導教員指定の特殊研究 及び特別講義・演習12単 位以上（但し、指導教員 の指定により、他専攻の 特殊研究をもって当てる ことができる）
		弦楽器演奏研究	〃		12		
		管打楽器演奏研究	〃		12		
		特殊研究：					
		鍵盤楽器楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		鍵盤楽器楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		鍵盤楽器演奏理論Ⅰ	〃		2		
		鍵盤楽器演奏理論Ⅱ	〃		2		
		鍵盤楽器重奏研究Ⅰ	〃		2		
		鍵盤楽器重奏研究Ⅱ	〃		2		
		鍵盤楽器室内楽Ⅰ	〃		2		
		鍵盤楽器室内楽Ⅱ	〃		2		
		伴奏法Ⅰ	〃		2		
		伴奏法Ⅱ	〃		2		
		鍵盤楽器指導法研究Ⅰ	〃		2		
		鍵盤楽器指導法研究Ⅱ	〃		2		
		弦楽器楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		弦楽器楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		弦楽器演奏理論Ⅰ	〃		2		
		弦楽器演奏理論Ⅱ	〃		2		
		管楽器楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		管楽器楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		管打楽器演奏理論Ⅰ	〃		2		
		管打楽器演奏理論Ⅱ	〃		2		
		管弦打楽器指導法研究Ⅰ	〃		2		
		管弦打楽器指導法研究Ⅱ	〃		2		
		打楽器楽曲研究Ⅰ	〃		2		
		打楽器楽曲研究Ⅱ	〃		2		
		管弦打楽器演奏解釈研究Ⅰ	〃		2		
		管弦打楽器演奏解釈研究Ⅱ	〃		2		
		室内楽Ⅰ	〃		2		
		室内楽Ⅱ	〃		2		
		室内楽Ⅲ	〃		2		
		室内楽Ⅳ	〃		2		
		合奏Ⅰ	〃		2		
		合奏Ⅱ	〃		2		
		特別講義・演習Ⅰ	〃		1		
		特別講義・演習Ⅱ	〃		1		
関 連 学 科 目	関 連 学 科 目	外国語研究Ⅰ	1・2		2		関連学科目から8単位以上 （但し外国語研究と楽書 講読の両方を選択する場 合、関連学科目の必修 8 単位に含めるものは合計4 単位までとする）
		外国語研究Ⅱ	〃		2		
		楽書講読Ⅰ	〃		2		
		楽書講読Ⅱ	〃		2		
		音楽執筆法研究Ⅰ	〃		2		
		音楽執筆法研究Ⅱ	〃		2		
		音楽芸術思想Ⅰ	〃		2		
		音楽芸術思想Ⅱ	〃		2		
		西洋音楽史特講Ⅰ	〃		2		
		西洋音楽史特講Ⅱ	〃		2		
		東洋音楽史特講Ⅰ	〃		2		
		東洋音楽史特講Ⅱ	〃		2		
		楽曲分析Ⅰ	〃		2		
		楽曲分析Ⅱ	〃		2		
		ソニックラボラトリーⅠ	〃		2		
		ソニックラボラトリーⅡ	〃		2		

別表Ⅱ（博士後期課程）

音楽専攻

授業科目の概要	授業科目の名称		配当年次			単位数			備考	
			1	2	3	必修	選択	自由		
	研究領域特別研究指導		0	0	0	0				共通必修科目
	特殊研究:	作曲研究	2	2	2	6			領域別に 1 研究 6 単位を履修	
		音楽学研究	2	2	2					
		宗教音楽学研究	2	2	2					
		音楽教育学研究	2	2	2					
		声楽研究	2	2	2					
		器楽研究	2	2	2					
		音楽史研究	2			4		指導教員指定の 2 研究 4 単位以上履修		
楽曲分析研究		2								
原典研究		2								
音楽文献研究		2								

別表Ⅲ

検定料

検定料	40,000 円
-----	----------

学 費

修士課程

(単位＝円)

項 目	1年次	2年次	2年間合計	備 考
入学金	300,000	—	300,000	初年度のみ。 入学手続き時に 納付。
授業料(年額)	1,000,000	1,000,000	2,000,000	前期・後期の 分納
施設維持費(年額)	350,000	350,000	700,000	前期・後期の 分納
合計	1,650,000	1,350,000	3,000,000	

※ 本学出身者は入学金免除。

博士後期課程

(単位＝円)

項 目	1年次	2～3年次	3年間合計	備 考
入学金	400,000	—	400,000	初年度のみ。 入学手続き時に 納付。
授業料	675,000	675,000	2,025,000	前期・後期の 分納
施設維持費	150,000	150,000	450,000	前期・後期の 分納
合計	1,225,000	825,000	2,875,000	

※ 本学大学院修士課程出身者は入学金免除。

別表Ⅳ

科目等履修生

入学金	30,000 円
登録料	2,500 円(各学期)
履修料(1 単位)	40,000 円